

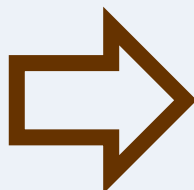
平成 30 年度 国民健康保険料 保険料率が決定しました

- 保険料率(所得割額の計算率,均等割額,平等割額)は据置きです。
- 国の法改正に伴う改正点
保険料(均等割額と平等割額)の軽減を判定するための所得範囲が広がりました
最高限度額が引き上げられました

平成 29 年度

医療分 9.4%
支援分 3.4%
介護分 2.7%

所得割額の計算率



平成 30 年度

据 置 き

法定軽減【注釈】

平成 29 年度

6 割軽減

33 万円+(加入者数※×27 万円)以下

2 割軽減

33 万円+(加入者数※×49 万円)以下



平成 30 年度

6 割軽減

33 万円+(加入者数※×**27 万 5 千円**)以下

2 割軽減

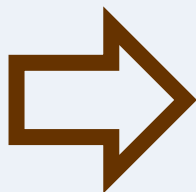
33 万円+(加入者数※×**50 万円**)以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険(以下、国保)から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含まれます

平成 29 年度

医療分 54 万円
支援分 19 万円
介護分 16 万円

最高限度額



平成 30 年度

医療分 **58 万円**
支援分 19 万円
介護分 16 万円

【注釈】法定軽減とは

世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)とその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等を合計した額(基礎控除前)が国の定める基準額以下である場合、均等割額と平等割額を軽減します。(国保法施行令第29条の7第5項)

松山市では、加入者の負担を軽減するため、国の法律で定められた 7 割・5 割の軽減割合に独自に 1 割を上乗せして、8 割・6 割としています

国保は、日頃健康なときから加入者の皆さまが保険料を出し合い、万一の病気やけがなどの時に安心して十分な医療が受けられるよう、また、出産育児一時金や葬祭費を支給するなどお互いが助け合っていくための制度です。今後も安定的な運営を維持するため、皆さまのご協力をお願いします。

松山市HPでも詳しくご確認できます [松山市 平成 30 年度国保料](#)

検索

松山市保健福祉部 国保・年金課 賦課担当(2番窓口)

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7-2 松山市役所 別館 3 階 電話:089-948-6365・6366・6367